

第3期秋田市耐震改修促進計画の概要

目的

本市では、平成18年1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、地震に伴う建築物等の倒壊又は損壊により生じる人的被害および物的被害を防止・軽減することを目的として、平成19年12月に「秋田市耐震改修促進計画」を策定しました。

この計画は、令和8年3月に第2期計画期間の満了を迎えるため、これまでの進捗と効果を検証したうえで、耐震化をより一層促進するため、**令和8年度から令和12年度までの5年間**を第3期計画として策定するものです。

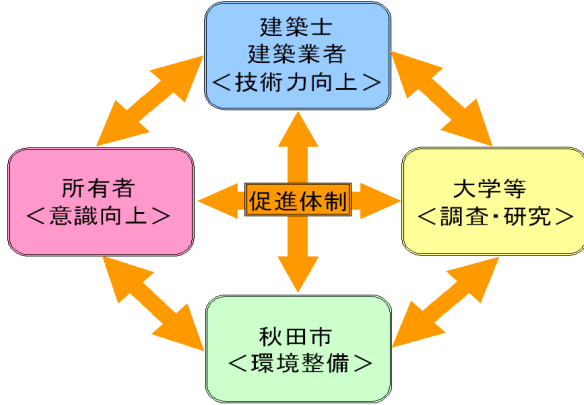
耐震化の現状と目標

対象	項目	第2期目標	現状値 (令和7年度末 [推計])	第3期目標 (令和12年度末)
住宅	耐震化率	93%	90.6% (119,700戸/132,100戸)	93% (120,000戸/129,000戸)
特定建築物（民有+市有） (多数の者が利用する建築物)		95%	93.8% (1,063棟/1,133棟)	95% (1,076棟/1,133棟)
(市有のみ)		100%	100% (450棟/450棟)	—
危険ブロック塀等 (小学校の通学路に面するもの)	解消率	30%	37.1% (204件/550件)	50% (275件/550件)

耐震化促進のための主な施策

1 耐震化促進の概念

- 「民」「産」「学」「官」の連携により耐震化を促進



2 耐震化促進のための環境整備

- 具体的な行動計画となる「秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定
- 相談体制の整備、情報提供の充実
- パンフレットの作成とその活用
- 防災査察・定期報告制度の活用
- ダイレクトメールによる耐震化の指導
- 町内会・自主防災組織との連携

3 耐震化促進の啓発・知識の普及

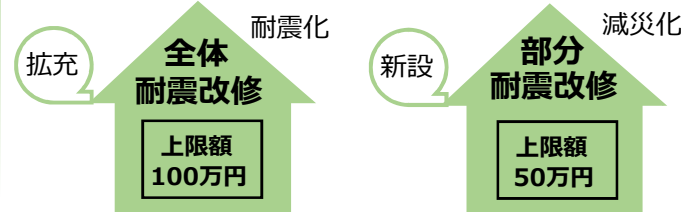
- 耐震促進協議会員を通じた啓発活動の実施
- 地震防災マップ、狭あい道路情報の公開
- 耐震相談等を依頼できる耐震改修事業者リストの公表

4 耐震化促進の支援策

- 木造戸建住宅への耐震診断士派遣 自己負担額 1万円
- 危険ブロック塀等の除却補助 上限額 20万円
- 住宅リフォーム助成との連携 補助額 5万円
- 耐震化を促進するための優遇制度等の周知

支援制度の拡充

- 木造戸建住宅の改修補助



- 代理受領制度の導入

5 耐震化に付随する安全対策

- 地震から生命・財産を守るため、既存建築物を耐震化するだけでなく、減災化に寄与する以下取組の指導に努めます。
- 非構造部材（天井・窓ガラス・外壁部材等）の脱落・落下防止対策
 - エレベーター等の安全対策
 - 家具や設備機器の転倒防止対策

6 法に基づく指導等による耐震化

耐震改修促進法や建築基準法により、耐震化が必要な特定建築物を指導します。